

総 税 市 第 5 号
令和 4 年 1 月 14 日

各都道府県ふるさと納税担当部長
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

ふるさと納税に係る指定制度の適正な運用について

今般、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 6 項及び第 314 条の 7 第 6 項の規定に基づき、地方団体の指定が取消しとなる事案が発生しました。

ふるさと納税指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があります。各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを常に確認し、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止した上で、課長通知・Q&Aを確認することや総務省への照会を行う等、適切な対応をお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

指定基準・・・地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に規定する募集の
適正な実施に係る基準並びに法第 37 条の 2 第 2 項各号及び第 314 条の
7 第 2 項各号に掲げる基準

課長通知・・・「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和 3 年 6 月 18 日付
け総税市第 40 号）

Q&A ……「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q&A について」（令和
3 年 6 月 18 日付け総税市第 41 号）